

## 目 次

### 小規模保育事業等 職員配置基準

1 小規模保育事業等 職員配置基準	
(1) 家庭的保育事業 .....	1
(2) 小規模保育事業A型 .....	1
(3) 小規模保育事業B型 .....	1
(4) 小規模保育事業C型 .....	1
(5) 小規模型事業所内保育事業（A型基準適用） .....	2
(6) 小規模型事業所内保育事業（B型基準適用） .....	2
(7) 保育所型事業所内保育事業（定員20人以上） .....	2
(8) 居宅訪問型保育事業 .....	2

小規模保育事業等 職員配置基準

(1) 家庭的保育事業

家庭的保育者等	子ども 3人につき 1人 家庭的保育補助者とともに 子ども 5人につき あわせて2人
調理員等	1人 (委託、外部搬入の場合を除く。非常勤可)
事務職員	1人 (兼務、非常勤可) (利用者3人以下、かつ家庭的保育補助者配置の場合は不要)
嘱託医	1人

(2) 小規模保育事業 A型

管理者	1人 (常勤専従)
保育士	0歳児 3人につき 1人 1、2歳児 6人につき 1人 3歳児 15人につき 1人 4歳以上児 25人につき 1人 ※条例改正前配置基準(3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人)も可能とする経過措置あり。 上記定数の合計数に1を加えた数以上であること。 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合は、上記定数のほか1人(非常勤可)加算。
調理員等	1人 (委託、外部搬入の場合を除く。非常勤可)
事務職員	1人 (兼務、非常勤可)
嘱託医	1人

(3) 小規模保育事業 B型

管理者	1人 (常勤専従)
保育従事者	0歳児 3人につき 1人 1、2歳児 6人につき 1人 3歳児 15人につき 1人 4歳以上児 25人につき 1人 ※条例改正前配置基準(3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人)も可能とする経過措置あり。 上記定数の合計数に1を加えた数以上であること。 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合は、上記定数のほか1人(非常勤可)加算。 保育士が2分の1以上(保育士比率向上加算算定の場合は、保育士が4分の3以上)であること。 (なお、可能な限り、すべてが保育士であることが望ましい)
調理員等	1人 (委託、外部搬入の場合を除く。非常勤可)
事務職員	1人 (兼務、非常勤可)
嘱託医	1人

(4) 小規模保育事業 C型

管理者	1人 (常勤専従)
家庭的保育者等	子ども 3人につき 1人 家庭的保育補助者とともに 子ども 5人につき あわせて2人 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合は、上記定数のほか1人(非常勤可)加算。
調理員等	1人 (委託、外部搬入の場合を除く。非常勤可) (子どもが3人以下のグループがある場合は、家庭的保育補助者との兼任可)
事務職員	1人 (兼務、非常勤可)
嘱託医	1人

## (5) 小規模型事業所内保育事業（A型基準適用）

管 理 者	1 人（常勤専従）												
保 育 士	<table> <tr> <td>0 歳児</td> <td>3 人につき</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>1、2 歳児</td> <td>6 人につき</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>3 歳児</td> <td>15 人につき</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>4 歳以上児</td> <td>25 人につき</td> <td>1 人</td> </tr> </table> <p>※条例改正前配置基準（3 歳児 20 人につき 1 人、4 歳以上児 30 人につき 1 人）も可能とする経過措置あり。</p> <p>上記定数の合計数に 1 を加えた数以上であること。</p> <p>保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合は、上記定数のほか 1 人（非常勤可）加算。</p>	0 歳児	3 人につき	1 人	1、2 歳児	6 人につき	1 人	3 歳児	15 人につき	1 人	4 歳以上児	25 人につき	1 人
0 歳児	3 人につき	1 人											
1、2 歳児	6 人につき	1 人											
3 歳児	15 人につき	1 人											
4 歳以上児	25 人につき	1 人											
調 理 員 等	1 人（委託、外部搬入の場合を除く。非常勤可）												
事 務 職 員	1 人（兼務、非常勤可）												
嘱 託 医	1 人												

## (6) 小規模型事業所内保育事業（B型基準適用）

管 理 者	1 人（常勤専従）												
保育従事者	<table> <tr> <td>0 歳児</td> <td>3 人につき</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>1、2 歳児</td> <td>6 人につき</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>3 歳児</td> <td>15 人につき</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>4 歳以上児</td> <td>25 人につき</td> <td>1 人</td> </tr> </table> <p>※条例改正前配置基準（3 歳児 20 人につき 1 人、4 歳以上児 30 人につき 1 人）も可能とする経過措置あり。</p> <p>上記定数の合計数に 1 を加えた数以上であること。</p> <p>保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合は、上記定数のほか 1 人（非常勤可）加算。</p> <p>保育士が 2 分の 1 以上（保育士比率向上加算算定の場合は、保育士が 4 分の 3 以上）であること。 （なお、可能な限り、すべてが保育士であることが望ましい）</p>	0 歳児	3 人につき	1 人	1、2 歳児	6 人につき	1 人	3 歳児	15 人につき	1 人	4 歳以上児	25 人につき	1 人
0 歳児	3 人につき	1 人											
1、2 歳児	6 人につき	1 人											
3 歳児	15 人につき	1 人											
4 歳以上児	25 人につき	1 人											
調 理 員 等	1 人（委託、外部搬入の場合を除く。非常勤可）												
事 務 職 員	1 人（兼務、非常勤可）												
嘱 託 医	1 人												

## (7) 保育所型事業所内保育事業（定員20人以上）

管 理 者	1 人（常勤専従）												
保 育 士	<table> <tr> <td>0 歳児</td> <td>3 人につき</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>1、2 歳児</td> <td>6 人につき</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>3 歳児</td> <td>15 人につき</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>4 歳以上児</td> <td>25 人につき</td> <td>1 人</td> </tr> </table> <p>※条例改正前配置基準（3 歳児 20 人につき 1 人、4 歳以上児 30 人につき 1 人）も可能とする経過措置あり。</p> <p>事業所 1 につき 2 人を下ることはできない。</p> <p>利用定員 20 人以上の事業所に 1 人加算（常勤）</p> <p>保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合は、上記定数のほか 1 人加算。</p>	0 歳児	3 人につき	1 人	1、2 歳児	6 人につき	1 人	3 歳児	15 人につき	1 人	4 歳以上児	25 人につき	1 人
0 歳児	3 人につき	1 人											
1、2 歳児	6 人につき	1 人											
3 歳児	15 人につき	1 人											
4 歳以上児	25 人につき	1 人											
調 理 員 等	<table> <tr> <td>定員</td> <td>40 人以下</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>41 人以上</td> <td>2 人</td> </tr> </table> <p>（委託、外部搬入の場合を除く。非常勤可）</p>	定員	40 人以下	1 人		41 人以上	2 人						
定員	40 人以下	1 人											
	41 人以上	2 人											
事 務 職 員	1 人（兼務、非常勤可）												
嘱 託 医	1 人												

## (8) 居宅訪問型保育事業

管 理 者	1 人
家庭的保育者	子ども 1 人につき 1 人